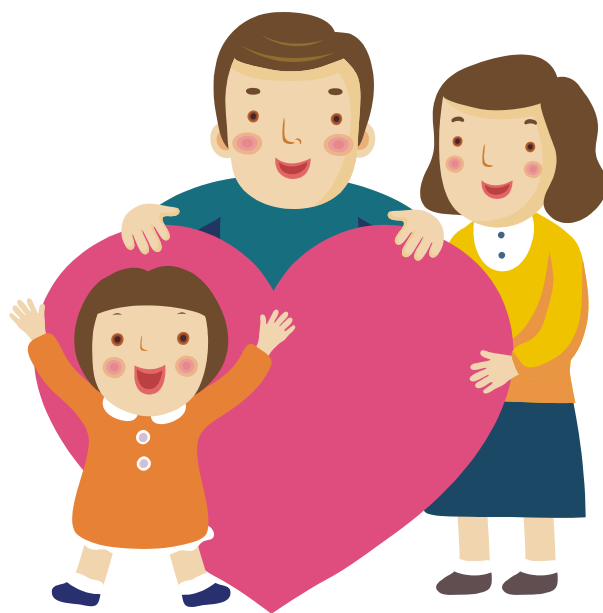


先着順

令和6年度～

住宅用地分譲のご案内  
(七日町はなのか団地)



長岡地域土地開発公社



# 公 社 所 有 地 売 却 要 項

長岡地域土地開発公社が所有する七日町はなのか団地分譲地を、先着順により以下の要領で売却します。

## ■ 申 込 受 付 期 間

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日及び祝日は、除きます。

## ■ 申 込 資 格

個人又は法人が申込資格者となります。ただし、次に該当する者は申し込みできません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
  - ① 成年被後見人
  - ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ③ 破産者で復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は次の①から⑥までのいずれかに該当する者
  - ① 暴力団又は暴力団員が事業の経営に実質的に関与していると認められる者
  - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - ⑤ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の支配人を含む。⑥において同じ。）が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - ⑥ 法人であって、その役員のうち暴力団員又は③若しくは④のいずれかに該当する者があるもの

## ■ 申 込 条 件

共有による申込み、法人の申込みも可能です。

## ■ 申 込 先（問い合わせ先）

〒940-8501 長岡市大手通2丁目6番地

長岡地域土地開発公社管財課（長岡市財務部管財課内）

電話：0258-39-2211 Mail：f-management@city.nagaoka.lg.jp

※買受申込のための必要書類のご提出のみ小国支所地域振興・市民生活課でも受付けます。  
お問合せご希望の方は管財課までご連絡ください。

## ■ 申 込 方 法

申込者は、別に定める「土地買受申込書」及び「誓約書」に住民票の世帯全員の謄本又は法人登記簿謄本（1通）を添えて、上記申込先に直接申込書を持参するか郵送してください。なお、電話による申し込みは、受付けません。申込書類には印鑑（実印）を押印ください。

## ■ 売 却 地、面 積 お よ び 価 格

別紙「七日町はなのか団地分譲地留意事項および一覧表」のとおり

## ■ 売 却 の 方 法 に つ い て

適正な「土地買受申込書」の受理後、速やかに買受申込者を買受人と決定し、売却します。なお、買受人が買い受けを辞退する場合は、買受人と決定した日の翌日から3日以内に届け出ることとし、それ以降は辞退できないものとします。

## ■ 売 買 契 約 に つ い て

- ① 買受人として決定した方については、買受人を決定した日の翌日から14日以内に長岡市役所管財課において、契約の締結を行います。
- ② 土地売買契約書貼付用の収入印紙が必要となります。（この費用は、買受人の方から負担いただきます。）

## ■ 土 地 代 金 の 納 入 に つ い て

土地代金の納入は、全額一括納入（振込手数料は買受人負担）とします。

納入期限：土地売買契約を締結した日から30日以内

## ■ 土 地 の 引 渡 し に つ い て

売却した土地の引渡しは、土地代金納入後速やかに行います。

## ■ 所有権の移転登記

売却土地の所有権移転登記は、土地代金納入後速やかに長岡地域土地開発公社において手続きします。（登記には登録免許税が必要となります。この費用は、買受人の方から負担いただきます。）

また、融資を受けるために抵当権の設定登記が必要な場合、買受人から司法書士へ依頼してください。この費用は買受人で負担いただきます。

## ■ その他

- 1 現状有姿で売却しますので、区画内に工作物等があり、支障となる場合は、買受人の負担で撤去していただきます。
- 2 分譲地には、用途地域の指定はありません。
- 3 分譲地には、上水道・公共下水・道路（幅員5m、7mアスファルト舗装、消雪パイプ完備）が整備されています。上水道負担金（一戸6万円）は、買受人の負担になります。  
なお、水道・公共汚水ます等の移設が必要な場合は、買受人の負担で行ってください。
- 4 一部区画には、電柱、支線及び消火栓が設置されています。電柱等の位置を変更することはできません。電柱等の位置については、別紙「分譲区画図」をご覧ください。
- 5 団地内における建築物の敷地、構造、形態及び敷地の緑地等について、売主と買主で「はなのかタウン協定」を結びます。
- 6 その他、不明な点については、申込先（問い合わせ先）までお問い合わせください。